1　品種登録の番号　第22274号
2　品種登録の年月日　平成25年２月12日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Verbena L.
4　登録品種の名称　Suntapiripi
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　サントリーフラワーズ株式会社
　東京都港区芝四丁目17番５号
7　出願公表の年月日　平成23年10月７日

1　品種登録の番号　第22275号
2　品種登録の年月日　平成25年２月12日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Verbena L.
4　登録品種の名称　BALAZVELU
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　株式会社エム・アンド・ビー・フローラ
　山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181―４
7　出願公表の年月日　平成24年１月13日

1　品種登録の番号　第22276号
2　品種登録の年月日　平成25年２月12日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Zoysia Willd.
4　登録品種の名称　グリーンバードＪ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　鳥取県
　鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
7　出願公表の年月日　平成20年７月11日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

　登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

　建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
　平成 25 年２月 12 日
　近畿地方整備局長　谷本　光司
1　処分をした年月日　平成24年10月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　クリヤマ株式会社　服部　兵衛　大阪府大阪市淀川区西中島１―12―４　国土交通大臣許可（般特―24）第6305号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年10月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

　建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
　平成 25 年２月 12 日
　近畿地方整備局長　谷本　光司
1　処分をした年月日　平成24年10月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ヒシモト　向井　謙二　大阪府大阪市北区中津１―４―８　国土交通大臣許可（般特―21）第20912号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年10月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

　建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
　平成 25 年２月 12 日
　近畿地方整備局長　谷本　光司
1　処分をした年月日　平成24年10月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社三友コーポレーション　川人　幸博　大阪府堺市東区南野田232―５　国土交通大臣許可（般―23）第23924号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年10月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

　建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
　平成 25 年２月 12 日
　近畿地方整備局長　谷本　光司
1　処分をした年月日　平成24年10月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大和水道工業　中井　秀夫　奈良県葛城市北花内546　国土交通大臣許可（般―21）第23149号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年10月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

　建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
　平成 25 年２月 12 日
　近畿地方整備局長　谷本　光司
1　処分をした年月日　平成24年10月29日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西部技研工業株式会社　佐尾　貴規　大阪府大阪市都島区都島本通４―11―27　国土交通大臣許可（般―19）第11507号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年10月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

　建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
　平成 25 年２月 12 日
　近畿地方整備局長　谷本　光司
1　処分をした年月日　平成24年11月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ディー・エー・シー　若松　　豊　京都府宇治市宇治戸ノ内53―１　国土交通大臣許可（特―24）第15845号